

正会員募集要項

特別縁故正会員 個人及び法人	250 万円 (入会金 100 万円 預り金 150 万円) 限定 100 口	
入会資格	<p>1) クラブの会則その他諸規則を守り、クラブの名誉や信用を傷つけることなく、秩序を保てる方。</p> <p>2) 暴力団その他の反社会的勢力の構成員、もしくはこれに準ずる方(過去において該当する場合を含む)または、これらと密接な関係を有すると認められる方は入会出来ません。</p>	
ご入会手続き	<p>1) 「入会申込書」に所定の事項をご記入ご捺印の上必要書類を添えてお申込み下さい。</p> <p>2) 「入会承認ならびご請求書」が届きましたら 2 週間以内にご入金をお願い致します。</p> <p>3) 審査の結果、入会をお断りする場合がありますのでご了承下さい。</p>	
必要書類	個人	入会申込書・住民票(発行 3 ヶ月以内)・写真 2 枚(3.5 cm×4.5 cm)パスポートサイズ
	法人	入会申込書・会社登記簿謄本(発行 3 ヶ月以内)・登録人の在籍証明書及び住民票(発行 3 ヶ月以内)・登録人写真 2 枚(3.5 cm×4.5 cm)パスポートサイズ
年会費	個人	4 万円 (前年の 12 月 31 日までに入金をお願い致します。)
	法人	4 万円 (前年の 12 月 31 日までに入金をお願い致します。)
年会費の注意事項	年会費未納の場合は会員として利用できません。尚、当クラブの年会費は 1999 年 1 月 1 日より発生しております。	
預かり金の注意事項	年会費未納金が預かり金より多くなった場合、会員の資格がなくなります。	
正会員の代金及び 年会費の振込先	三菱UFJ銀行 四谷三丁目支店 (店番 340) 普通・口座番号：3778734 口座名：ジャポニアリゾートインターナショナル株式会社	

正会員会則

〔第1章 総則〕

第1条 名称

本クラブは、ワールドビッグフォー ゴルフクラブ&マリーナと称する。

第2条 目的

本クラブは、JAPAN AIR RESORT INTERNATIONAL INC. (以下会社という)が運営するゴルフコース及び諸施設を利用し、ゴルフを通じ会員相互の親睦と健康の増進を計り、更には広く国際親善の発展に寄与するものであり、明朗な社交機関として健全なスポーツ・レジャーの機会を供与することを目的とする。

第3条 事務局

本クラブの事務局は、クラブハウス内に置く。また日本サイドには、事務センター、サービスセンターを設置する。

第4条 クラブ及び会社

本クラブ運営には理事会が当たり、クラブの諸施設及び設備に関する保守管理各種サービスの提供は会社が行うものとする。相互にその立場を尊重し、協力して発展に努める。

〔第2章 会員〕

第5条 会員の種類

本クラブは、次の会員を以て構成する。

- (1) 名誉会員 (2) 特別会員 (3) 正会員 (4) ウィーク会員
- (5) 2ウィークオーナー会員 (会則は別紙)
- (6) 1ウィーク預かり金オーナー会員 (会則は別紙)

第6条 会員の資格

- (1) 名誉会員、特別会員は会社又はクラブ発展に功労のあったもので、会社が推薦、委嘱する。但し、名誉会員・特別会員は一代限りとし、その資格は譲渡できない。
- (2) 正会員は、所定の手続きを経て会社及び理事会から承認を受けた後、所定の入会金、預かり金を納入する事でその資格を取得する。

第7条 会員の権利

- (1) 会員は会社が別に定める休業日を除き、開場時間中のゴルフ場及び諸施設を優先的に利用することができる。
- (2) 会員は、クラブが主催する競技会その他の諸催事に参加することができ、またクラブが提供する各種サービスを受ける事ができる。
- (3) 会員は、会社及び理事会が設ける所定の条件のもとで、ゴルフ場及び諸施設の利用について、ビジター同伴または紹介ができる。

第8条 会員の義務

- (1) 会員は別に定める年会費及び利用諸料金を滞りなく納入しなければならない。
- (2) 会員は、理事会の承認の下に会社が決定した事項、また理事会が決議した事項を順守しなければならない。また本会則、諸規則についても同様である。
- (3) 会員はその名義を他に貸与したり、詐称させたりしてはならない。
- (4) 会員は、クラブの秩序を乱したり、名誉や信用を傷付けるような行為をしてはならない。またクラブの外においても、日本及び日本人に対する国際的な信義、信用を傷付けてはならない。
- (5) 会員は、同伴もしくは紹介したビジターの行為及び諸支払に関する一切の責任を負うものとする。

第9条 入会金及び預かり金 (正会員のみのみ)

- (1) 入会金はいかなる場合にもこれを返還しない。
- (2) 預かり金はクラブ正式開場以前は預かり金保証書の発行に拘わらず正式開場の日から、正式開場以後は預かり金保証書の発行した日から15年据え置くものとする。但し、天災地変その他不可抗力な事態が発生した場合、また円滑な経営の為に必要とした場合、会社は会社役員会の承認の下にこれを延長することができる。
- (3) 証書は預かり金の払い込み完了後に発行される。
- (4) 据え置き期間の経過後、返還を希望する場合は所定の手続きを経て会員証及び証書と交換に返還する。尚、会員資格を失った場合でも据え置き期間中は返還しない。
- (5) 預かり金には、利息や配当は付かない。また返還にあたり会社は延滞年会費や未納金があった場合これを差し引く事が出来る。

(6) 預かり金の返還を受けた者は会員資格を失う。

第10条 会員資格の譲渡

- (1) 会員は会社が定める所定の手続きと、理事会の承認を経て会員資格を譲渡できる。但し、個人から個人、法人から法人への譲渡のみとする。
- (2) 会員資格の譲受人は、所定の手続きと別に定める名義書換料の納入を以て会員資格を取得できる。

第11条 相続・法人内の異動

- (1) 個人正会員の死亡により相続人の申し出があった場合、第10条の手続きを経て継承することができる。名義書換料は別に定める。
- (2) 法人正会員の名義人の変更は、同一法人内に限り所定の手続きを経て新名義を継承できる。名義書換料は別に定める。

第12条 会員資格の喪失

- つぎの事項に該当した場合、会員資格を失う。
- (1) 退会、死亡、除名、譲渡。
 - (2) 会員である法人が、解散もしくは消滅した場合。

第13条 会員資格の一時停止、除名

- 次の事項に該当した場合、理事会の承認の下に行使される。
- (1) 第8条に定めた事項に違反した場合。
 - (2) 本クラブ入会時に虚偽の申告があったと判明した場合。
 - (3) 会社又はクラブに対する諸支払いが1年以上滞り、理事会の勧告にも応じない場合。

第14条 会員数

現、コース正会員は72ホールにて7,200名とする。但し、18ホール増設毎に1,800名増員できるものとする。

〔第3章 役員〕

第15条 役員

本クラブには、次の役員を置く

- 理事長 1名
副理事長 1名
常務理事 若干名
理事 若干名

- (1) 理事長は会社が委嘱し、クラブの代表として会を統括する。
- (2) 副理事長、常務理事、理事は会社及び理事長が正会員または会社役員から推薦し、理事長が委嘱する。
- (3) 役員は名誉職とし、その任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

第16条 理事会の構成

理事会は理事役員を以て構成する。
理事会は理事長が必要に応じて招集し、理事会の決議は出席者の過半数を以て決する。可否同数の場合は理事長が決する。

第17条 理事会の運営

- 理事会は本クラブの運営を円滑にする為次の事項を決議し、会社がこれを承認の上実施する。
- (1) クラブ運営に関する基本的事項
 - (2) 会則及び諸規則、諸制度に制定並びに改廃。
 - (3) 理事会及び各種委員会の選任に関する事項。
 - (4) その他クラブ運営に必要な事項。

〔第4章 附則〕

第18条 会計年度

本クラブの会計年度は、1月1日から12月31日までとする。

第19条 細則

本会則に定めない事項、その他クラブ運営に必要な細則は、理事会が会社の承認を得てこれを定める。

第20条 理事会任務の代行

理事会発足以前においては理事会職務を会社取締役会が代行する。

第21条 施行

本会則は会員資格の取得日より施行される。